

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 担当部局名：職業安定局雇用開発課
 （個別目標1、2、3、4、5）
 職業安定局地域雇用対策室
 （個別目標6、7、8）
 職業安定局建設・港湾対策室（個別目標9、10）
 職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室
 （個別目標11、12）
 職業安定局需給調整事業課（個別目標13）

評価実施時期：平成19年8月

施策名	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること (IV-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
施策の概要	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>○目的等： 中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業・新分野進出等に係る支援 ・中小企業等の雇用管理の改善に係る支援 <p>を行う。</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>○目的等： 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生の予防 ・離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進 ・出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進 <p>を行う。</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>○目的等： 雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出 ・地方就職支援、U・Iターン者等の活用 ・積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策 <p>を行う。</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>○目的等： 産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上 ・港湾労働者の雇用の改善等 ・林業事業者の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進 ・農林業等への多様な就業の促進 ・介護労働者の雇用管理の改善等 <p>を行う。</p>	

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援
受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成18年度実績は目標を上回っている。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進
雇用調整助成金に関する指標3及び指標4、(財)産業雇用安定センターに関する指標6について、実績はいずれも目標を上回っている。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進
地域雇用開発促進助成金に関する指標7及び指標9、地域提案型雇用創造促進事業に係る指標8について、実績はいずれも目標を大幅に上回っている。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等
就農等支援コーナーに係る指標13の実績は若干目標を下回ったものの、建設教育訓練助成金に関する指標10、港湾労働者派遣事業に関する指標11、林業就業支援事業に関する指標12、介護労働者基盤人材確保助成金に関する指標14で、実績はいずれも目標を上回っている。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している					
	①平均雇用労働者数(人) (2人以上／平成18年度)	—	—	—	2.4	2.3
	②事業継続割合(%) (95%以上／平成18年度)	—	—	—	97.0	97.5
2	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率(%) (22%以上／平成18年度)	—	—	—	—	25.0
3	雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合(%) (非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下／平成18年度)	0.72 (4.34)	3.37 (3.54)	—	—	—
4	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額の割合(%) (利用事業所の総支給額の10%以下／平成18年度)	—	3.54	—	—	—
5	求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率(%) (34%以上／平成18年度)	31.3	28.3	33.6	34.4	未集計
6	(財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率(%) (40%以上／平成18年度)	32	39	40	40	46

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

7	地域雇用開発促進助成金（地域雇用促進特別奨励金）利用事業所の常用労働者の増加率（%） （地域雇用促進特別奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回る／平成18年度）	-	-	-	121.2 (0.7)	157.8 (0.8)
8	地域提案型雇用創造促進事業利用求職者等の就職件数（件） （地域提案型雇用創造促進事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／平成18年度）	-	-	-	8,155 (7,214)	9,663 (8,329)
9	地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）利用事業所の常用労働者の増加率（%） （地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率を上回る／平成18年度）	-	-	-	29.3 (0.9)	29.0 (3.5)
10	建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率（%） （60%以上／平成18年度）	-	-	-	-	98.4
11	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあつせんを行うことによる派遣成立の割合（%） （80%以上／平成18年度）	89.3	92.7	89.9	90.9	92.5
12	林業就業支援事業修了者の就職率（%） （63%以上／平成18年度）	-	-	-	63	67
13	就農等支援コーナー利用者に占める就職、あつせん割合（%） （35%以上／平成18年度）	-	-	33	35	33
14	介護労働者基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合（%） （80%以上／平成18年度）	-	-	-	-	97.4

（調査名・資料出所、備考）

①指標 1

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合：雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合
- ・平成19年度においては、受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数が平均2人以上であり、かつ、事業を継続している割合が95%以上であることを目指すこととしている。

②指標 2

資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。

- ③指標 3 及び 4
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：
・指標 1 の上段は雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は非利用事業所の事業主都合離職割合である。
・平成 19 年度においては、
①利用事業所の事業主都合離職割合が非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下であること
②利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の10%以下であること
を旨とすることとしている。
- ④指標 5
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：平成18年度の数値は年度終了後 3 か月経過以降に確定するため、現時点では未集計である。
- ⑤指標 6
資料出所：(財) 産業雇用安定センターの調べによる。
備考：平成19年度においては、出向・移籍の成立率43%以上を旨とすることとしている。
- ⑥指標 7
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。
- ⑦指標 8
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。また、地域提案型雇用創造促進事業については、平成17年度より実施している。
- ⑧指標 9
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。
- ⑨指標 10
資料出所：本助成金の助成対象となる訓練を受講した者に対するアンケート調査（職業安定局。平成18年度より調査開始。）
- ⑩指標 11
資料出所：職業安定局調べによる。
- ⑪指標 12、13
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：就農等支援コーナーは、平成15年 7 月より運用。
- ⑫指標 14
資料出所：助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査（都道府県労働局の調べによる。）。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)